

鳥取県告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づく介護機関の指定について、米子市福祉事務所から訂正の届出があったので、平成21年鳥取県告示第431号（生活保護法による介護機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年7月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1の項及び2の項の表「社会福祉法人こうほうえん」の項中「平成21年6月1日」を「平成21年5月1日」に改める。